

2022年6月16日

各 位

会 社 名 株式会社アスマーク
(コード番号 4197 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 町田 正一
問合せ先 取締役管理部長 飯田 恭介
T E L 03-5468-8181
U R L <https://www.asmarq.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

株式会社アスマーク（本社：東京都渋谷区、代表取締役：町田 正一 以下、当社）は、本日開催の取締役会において、2022年7月5日開催予定の臨時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るとともに権限移譲により経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会・監査等委員及び会計監査人に関する規程の新設並びに監査役会及び監査役に関する規程の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が本年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の目的

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年7月5日（予定）
定款変更の効力発生日 2022年7月6日（予定）

以上

(別紙 定款変更の内容)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> (新 設) (新 設)	1. 取締役会 (削 除) (削 除) 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第14条 (条文省略)	第12条～第14条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削 除)
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものをみなすことができる。</u>	
(新 設)	(電子提供措置)
	第15条 当社は、株主総会の招集に際し、

現行定款	変更案
<p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、<u>株主総会において</u>選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、<u>累積投票</u>によらないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は7名以内、<u>監査等委員である取締役は3名以内</u>とする。</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>⑤ <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)</p>	<p>(任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締</u></p>

現行定款	変更案
<p>は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 27 条 (条文省略)</p>	<p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(員数)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 28 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(任期)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 31 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 36 条 <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	(削 除)
(新 設)	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第<u>6</u>章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第<u>37</u>条 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>38</u>条 当社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>39</u>条 当社は、取締役会の決議によって、毎年5月31日を基準日として中間</p>	<p>第<u>28</u>条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第<u>29</u>条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第<u>6</u>章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第<u>30</u>条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって、選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第<u>31</u>条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第<u>7</u>章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第<u>32</u>条 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>33</u>条 当社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>34</u>条 当社は、取締役会の決議によって、毎年5月31日を基準日として中間</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="341 309 644 340">配当をすることができる。</p> <p data-bbox="229 385 539 416">(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p data-bbox="229 423 767 568">第40条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p data-bbox="911 309 1214 340">配当をすることができる。</p> <p data-bbox="801 385 1110 416">(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p data-bbox="801 423 1339 568">第35条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p data-bbox="801 613 852 645">附則</p> <p data-bbox="801 651 1339 949">1 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法第70号)附則第1項ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="801 956 1339 1137">2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="801 1144 1339 1254">3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>